

2021年11月9日

組合員各位

中海協 事務局

外国人の新規入国・水際措置の緩和についてのお知らせ

前略

11月5付で政府より外国からの入国者に関する水際対策措置の緩和条件が公表されました。これにより入国ができずにいた技能実習生の入国が今後可能となります。本件措置の実施要領の主な内容を以下にお知らせ致します。

草々

記

1. 主な要件

①受入れる企業が一般監理事業の許可を得た（優良）監理団体のもとで実習監理を受けていること。

※当組合は一般監理団体の許可を受けており要件を満たします。受け入れ企業は優良認定を受けているか否かは問われていません。

②受け入れ企業及び監理団体が過去3年間において技能実習法に基づく行政処分を受けていないこと。

③技能実習生に入国にあたり、受け入れ企業が受入れ責任者となり、国に対して誓約書を提出し、技能実習生来日後の待機施設の確保、待機期間中（14日間の隔離）の管理や健康・行動状況の把握等定められた感染症対策をすること。

※待機施設の確保や毎日の健康確認等は監理団体に委託可能となっていますが、誓約書の申請主体は受け入れ企業となります。

④業所管省庁に入国に関する申請をするには、交付された在留資格認定証明書の作成日（以前入管から許可を得た日）が以下に定める期間中であること。

本年11月に申請可能：2020年1月1日から2020年6月30日までの作成日

※元々の来日予定日が2020年6月までだった場合、これに該当します。

本年12月に申請可能：2020年1月1日から2020年12月31日までの作成日

※元々の来日予定日が2021年1月までだった場合、これに該当します。

来年1月に申請可能：2020年1月1日から2021年3月31日までの作成日

※元々の来日予定日が2021年3月～5月頃だった場合、これに該当します。

※2021年4月1日の作成日の場合、今後状況をふまえて決定するとなっています。この場合、元々の来日予定日が2021年6月以降だった実習生が対象となります。

※現在当組合における入国待ちの実習生の大半は12月以降に申請可能となります。

2. 入国前・入国後の主な流れ（手続き方法）

①待機施設(ホテル)、移動手段（空港からホテル、バス）の確保

②業所管省庁への申請（申請書、誓約書、活動計画書、入国者リスト、入国者旅券の写し等を提出）

※申請主体は受入れ企業となり、書類の申請・誓約者は受入れ企業となります。誓約事項については別紙の誓約書を参照ください。尚申請手続きは当組合が代理で行います

※昨年実施されたビジネストラック（入国制限緩和）では業所管省庁への申請はありませんでした。今回初めて業所管省庁に申請することになりますが、国土交通省のホームページには審査に3週間程度要するとされています。他の省庁について現在具体的な審査の所要期間は示されていません。

尚、業所管省庁への申請は各企業の業種に応じて該当する省庁に申請することになります。（例：水産加工業→農林水産省、建設業→国土交通省）

③業所管省庁から審査済証が発行された後、当組合が実習生の母国の送り出し機関へ送付

※即ち業所管省庁から許可を得てからビザを申請することになります。

④実習生の母国の送り出し機関が上記③の審査済証を添付して日本大使館・領事館にビザ申請

⑤大使館からビザ交付

⑥来日航空便の確保

⑦来日する実習生は来日前14日間の検温、健康観察、出国前72時間以内のPCR検査実施

⑧実習生が母国から出国、日本入国時空港での検査

⑨上記⑧の検査が陰性の場合、待機施設（ホテル）へ移動。移動は公共交通機関利用不可

⑩ホテルで14日間の待機（隔離）※毎日の健康確認等は当組合が行います

⑪待機期間終了後、当組合の研修センターもしくは外部委託施設へ移動

※当組合では待機期間終了時に独自でPCR検査を実施します。

⑫当組合施設あるいは外部委託施設にて講習（2週間程度）。講習終了後各社へ配属

※当組合では講習期間終了時に独自でPCR検査を実施します。

3. 入国できる時期について

上記1. ④の通り、当組合で入国待ちを行っている大半の実習生の申請は12月以降となります。各社の申請できる時期については当組合担当者から個別でお知らせ致します。

また上記2. ②の通り、今回の措置はまず業所管省庁に申請を行い、その後ビザ申請を行うことになります。国土交通省では目安として審査に3週間程度（他の省庁は不明）、その後ビザ発給も申請から2～3週間程度となっており、この2つの手続きで最短1か月半程度。さらにその後航空券の確保となりますが、現在外国と日本の間の航空便は大幅に減便されており、航空券の確保も容易ではない状況です。

入国できる時期につきましては、今後の状況を見ながら随時ご連絡致します。

取り急ぎ現在判明している情報を上記ご報告申し上げます。また当組合は実習生来日後感染対策を徹底できるよう準備を進めていきたいと思っております。

今後も引き続き情報を発信して参りますので、どうぞ引き続きご協力の程お願い申し上げます。

別添資料：①業所管省庁へ提出する誓約書

②政府発行の本措置の事務フローチャート

以上